

21 宇市人第 134 号  
平成 21 年 5 月 18 日

宇治市職員労働組合  
執行委員長 小野 敦 様

宇治市長 久保田 勇

### 提 起 書

宇治市職員の平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合の一部凍結について、下記のとおり提起する。

### 記

平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合は、現行の「宇治市職員の給与に関する条例」の規定にかかわらず、その一部を凍結し、以下の支給割合で支給するものとする。

なお、今回の凍結分の期末手当及び勤勉手当の取扱いについては、平成 21 年 12 月期の期末手当及び勤勉手当の支給時期までに、改めて協議したいと考えているので理解されたい。

期末手当 100 分の 125 ( 現行 100 分の 140 のうち、100 分の 15 を凍結 )

勤勉手当 100 分の 70 ( 現行 100 分の 75 のうち、100 分の 5 を凍結 )

### ( 参考 )

再任用職員については、以下のとおり。

期末手当 100 分の 70 ( 現行 100 分の 75 のうち、100 分の 5 を凍結 )

勤勉手当 100 分の 30 ( 現行 100 分の 35 のうち、100 分の 5 を凍結 )